

第14回 美浜町写真コンテスト審査結果

町では、町内の新しい魅力を発掘することを目的に「美浜町の風景～みはまの四季～」をテーマに写真コンテストを開催しました。今回は、26人の方から50点の作品をご応募いただき、2月19日に実施した審査会の結果、次の作品が入賞されました。(敬称略)



最優秀賞



【夜空に映える弁天島】
梅津 武博(菅浜)

最優秀賞の講評

花火だけをとらえるのではなく、松や鳥居の姿が「陰」を生かして効果的にプラスされた作品。構図をたいへん工夫され、技術も高く、素晴らしい作品です。

優秀賞



【勇者の祭り】高田 正年(小浜市)



【エメラルドの海・水晶浜】岸 隆介(敦賀市)

入選



【フォトグラファーのいる風景】
伊藤 健一(大阪府)



【潮騒の弁天崎】平野 勉(河原市)



【祭りの一コマ】柄本 清幸(大藪)

特別賞



【泣き相撲】高木 美栄子(福井市)



【三方五湖遊覧】仙田 偉喜男(福井市)



【國吉城築城450年イベントの勇姿(織田信長公)】吉本 與一(敦賀市)

コンテストの審査員講評

前回から「美浜町の風景～みはまの四季～」をテーマにしているが、今回は単なる風景だけではなく、人物などが入った作品が多く集まり、風景の中のイキイキとした表情・自然の美しさが表されていました。

美浜を詠う短歌コンクール(下半期)入選作品決定

美浜の海や山、湖、空、人、祭り、名所、名物：など、皆さんの眼に映る美浜を五・七・五・七・七の短歌で表現していただく「美浜を詠う短歌コンクール」の下半期入選作品が決定いたしました。

コンクールは、昨年7月から2期に分けて作品を募集し、昨年11月から今年2月までの下半期には、町内外より381首のご応募をいただきました。

厳正なる審査の結果、次のとおり入選作品が決定しましたのでご紹介します。(敬称略)

【一般の部 美浜町長賞(最優秀賞)】

若人の太鼓橋より飛込みて綱引く背に湯気立ち登る

高橋 忠司(日向)

【一般の部 美浜町教育委員会賞(優秀賞)】

たんぽぽが寒そうだねと言う孫と雲谷山の残雪を見る

田辺 緑(郷市)

雨やみて久々子の海はしづかなり浜辺に友と虹たつを見る

矢部田 鶴子(敦賀市)

照りかける空を映しし五色の湖をたどりて鳥かへりきぬ

西谷 時子(敦賀市)

君が待つ日向運河の綱引きへ二十歳となりて今日帰り着く

成沢 未来(千葉県)

【小・中・高校生の部 美浜町長賞(最優秀賞)】

久々子湖の遊らん船からみる景色生きてるように動いてみえる

馬野 公宜(弥美小5年)

【小・中・高校生の部 美浜町教育委員会賞(優秀賞)】

子供歌舞伎みんなで山車を引っぱった声をそろえて「チヨーサジャ チヨーサ」

伊藤 駿介(大野市立開成中2年)

なお、この他に、13首が実行委員会賞(佳作)に選ばれました。

上半期、下半期あわせて724首のご応募をいただくことができました。ご応募いただいた皆さん、ありがとうございました。

去る3月17日(土)には、中央公民館ホールにて表彰式が開催されました。現在、優秀な作品を収録した作品集を作成しています。詳しくは町教育委員会までお問い合わせください。

●お問い合わせ先 町教育委員会 ☎32-67009

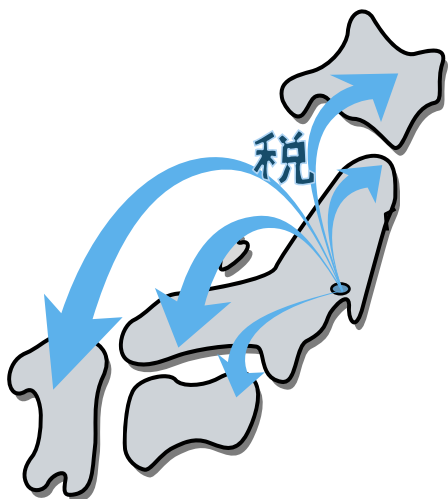
ホームページ <http://www.hokuriku.ne.jp/mihama-e/>

今年から皆さんの住民税・所得税が 大きく変わります

※住民税とは、個人町県民税のことです。



税源移譲



※税源移譲(せいげんいじょう)とは…
納税者(国民)が国へ納める税(国税)を減らし、都道府県や市町村に納める税(地方税)を増やすことで、国から地方へ税源を移すことです。

国では、地方分権を進めるために、平成19年から国税(所得税)から地方税(住民税)へ3兆円規模の税金を移し変える「税源移譲」が実施されます。
これに伴い、住民税と所得税の税率が大きく変わります。
「税源移譲」の実施により、皆さんが納める税金の総額は基本的には変わりませんが、住民に身近な自治体が、自らの判断で使える財源の範囲が広がるようになり、地域の事情や住民のニーズにあった最適な行政サービスを提供できるようになります。

●住民税(平成19年6月分から適用)

3段階の税率から、一律10%に変更されます。
(県民税4%、町民税6%)

課税所得(円)	改正前	改正後
～ 200万	5%	一律 10%
200万超 ～ 700万	10%	
700万超 ～	13%	

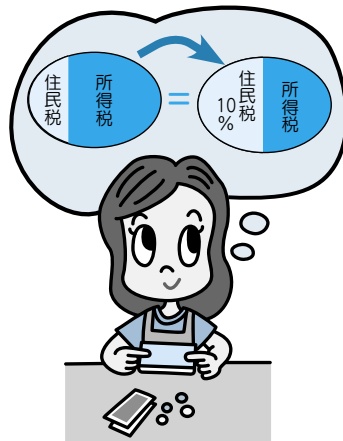
●所得税(平成19年1月分から適用)

4段階の税率から、6段階に細分化されます。

課税所得(円)	改正前	改正後
～ 195万	10%	5%
195万超 ～ 330万	10%	10%
330万超 ～ 695万	20%	20%
695万超 ～ 900万	20%	23%
900万超 ～ 1,800万	30%	33%
1,800万超～	37%	40%

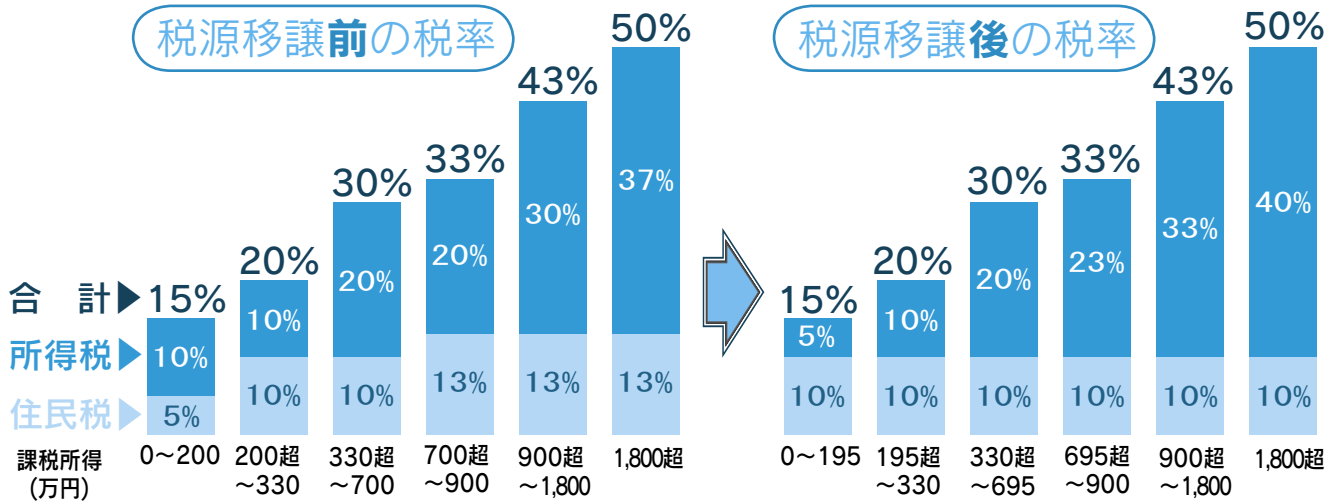
※住民税と所得税を合わせた税負担が変わらないようになっています。

税源移譲に伴い、平成18年中所得分から住民税と所得税の税率が大きく改正されます。
改正により、ほとんどの方が1月分から所得税が減り、6月分から住民税が増えることとなります。
しかし、税源の差し替えのため、住民税と所得税を合算したときの納税者の負担は基本的に変わりません。



所得税と住民税の税率が変わりますが、
両方を合わせた税負担は変わりません

住民税と所得税の割合の変化



定率減税が廃止されます

税源移譲以外の主な変更点

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況を踏まえて廃止されます。

平成18年

所得税：平成18年1月分から税額の10%相当額を減額(12.5万円を限度)
住民税：平成18年6月分から税額の7.5%相当額を減額(2万円を限度)



平成19年以降

所得税：平成19年1月分から廃止
住民税：平成19年6月分から廃止



平成17年度

平成17年1月1日現在、65歳以上で、合計所得が125万円以下の方

住民税非課税



平成18年度以降

住民税課税

経過措置として…

平成18年度は税額の3分の2を減額
 平成19年度は税額の3分の1を減額
 平成20年度以降は全額負担

※この経過措置は、昭和15年1月2日以前に生まれた方で、前年の合計所得が125万円以下(年金だけの収入の場合、148万円~245万円)の方が対象になります。



住民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています

※お問い合わせ先

町税務課

☎ 32 - 6702

くらしの 情報 BOX

お知らせ

下水道への接続のお願い

公共下水道処理区域に住宅や店舗をお持ちの方、下水道への接続は済んでいますか。

下水道への接続は、下水道法や町下水道条例で次のとおり義務付けられています。

・川などへ直接排水している汚水の下水道への接続は、供用開始日から6か月以内

・汲み取り便所の水洗便所への改造と下水道への接続は、供用開始日から3年以内

年金 ニュース

種別変更の手続きをお忘れなく！

4月は、就職や離職など異動の多い時期です。ご自身や配偶者の方に異動があった場合は、ご自身の国民年金の種別（第1号、第2号、第3号の各種別）に変更がなかったかをご確認ください。

【パターン1】

配偶者に扶養されている方で、その配偶者が新たに就職し、厚生年金の被保険者になった場合



●配偶者が就職した事業所に申し出て、国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認(3号該当)届をご夫婦の年金手帳を添えて、厚生年金保険被保険者資格取得届と併せて就職から5日以内に事業所から提出してもらってください。

【パターン2】

配偶者に扶養されているが、その配偶者が離職し、厚生年金の被保険者でなくなった場合



●ご夫婦ともに、国民年金被保険者種別変更(第1号被保険者該当)届をお住まいの市町村役場の国民年金窓口にて、年金手帳と離職した事業所から交付された喪失確認連絡票などを添えて離職日から14日以内に提出してください。

※お問い合わせ先

福井社会保険事務局敦賀事務所
☎0770・2319902

まだ下水道への接続がお済みでない方は、速やかに接続をお願いします。なお、排水設備工事は、美浜町排水設備指定工事店でなければ工事をすることができません。

※お問い合わせ先

町水道課 ☎32・1341
(4月からは町上下水道課)



わかさ美浜町誌

第7巻・生活文化II『記す・遺す』発行

- 発売予定日 5月中旬
- 価格 4,000円(税込) ※5月31日(木)申込分までは刊行割引価格3,000円(税込)
- 予約・購入方法 電話・FAXまたはEメールで下記までご注文ください。
※全巻購入予約も受け付けています。

●主な内容

- 町内から集められた古文書を紹介
- 第1章…美浜の先人が築いた空間 (家、村、国関係の文書)
 - 第2章…美浜の先人と自然との関わりの空間 (耕地、山、川、海、湖関係の文書)
 - 第3章…美浜の先人の心とモノの交流の空間 (社寺、交流、産業・企業、出稼ぎ・移民、教育、戦争、災害関係の文書)

※お問い合わせ・お申し込み先 町教育委員会事務局 文化財保護・町誌編纂室 ☎32-0027 FAX32-0615
Eメールアドレス: tyoushihensan@town.fukui-mihama.lg.jp

福井県知事・県議会議員選挙

告示日

知事選 3月22日(木)
県議選 3月30日(金)

投票日 4月8日(日)

投票時間

午前7時～午後8時

※第7投票所(菅浜 海の暮らし館)と第8投票所(はまかぜ保育園・(旧丹生保育所))の投票時間は午前7時～午後7時

みんなで投票。みんなで参加。
あなたの一票大切に



期日前投票

投票日に仕事やレジャーなどで投票に行けない方は、期日前投票ができます。

- 期間 知事選:3月23日(金)～4月7日(土)
県議選:3月31日(土)～4月7日(土)
(ともに午前8時30分～午後8時)
- 会場 美浜町役場 1階 期日前投票所

※お問い合わせ先 美浜町選挙管理委員会〈町総務課内〉 ☎32-6700

収入役制度の廃止に伴う 出納事務の取り扱い

地方自治法の改正に伴い、市町村の収入役制度が廃止され、町では平成19年4月から、町の会計事務を「会計管理者」が行うこととなります。

このことに伴い、公金の支払いや収納等について、次のとおり変更します。

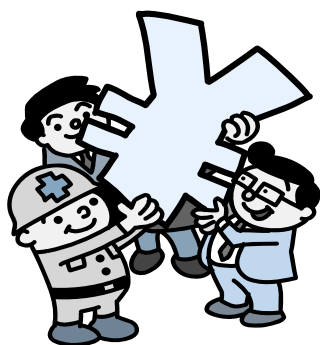
●変更点(4月1日から)

・町が支払う現金の支払者名義が「美浜町収入役」から「美浜町会計管理者」に変わります。

・町税や各使用料、保険料、負担金等の収納を行う口座や、これらの収納金を口座振替により納入する場合の振替先口座の名義が「美浜町収入役」から「美浜町会計管理者」に変わります。

※お問い合わせ先

町出納室 ☎32-6710



食用油の回収状況

町では、資源として活用できる食用油がどれだけ集まるかを把握し、今後、食用油をごみの分別品目に加える可能性をみるために、2月から食用油の拠点回収を役場と中央公民館で実施しています。

2月の回収量は、役場で38リットル、中央公民館で10リットルの合計48リットルでした。

引き続き皆様のご協力をお願いします。

●対象物

家庭等から出る食用油(廃食用油)

●持込場所

町役場住民生活課(4月からは住民安全課)と中央公民館に専用ボックスを設置していますので、持ち込みの際に職員にお申し出ください。

●持込期間 7月31日(火)まで

●持込時間 午前8時30分～午後5時

※中央公民館は閉館日を除く

●注意事項

・食用油をペットボトルに入れてください。ふたは必ず閉めてください。

・専用ボックスには、ペットボトルのまま持ち込んでください。
・天ぷらくず等は必ず取り除いてください。

※お問い合わせ先

町住民生活課 ☎32-6703

(4月からは町住民安全課)

国民健康保険の 被保険者証の変更

国民健康保険の被保険者証（保険証）が、4月2日以降交付分から「世帯に1枚」から「1人に1枚」になり、様式も変更されます。

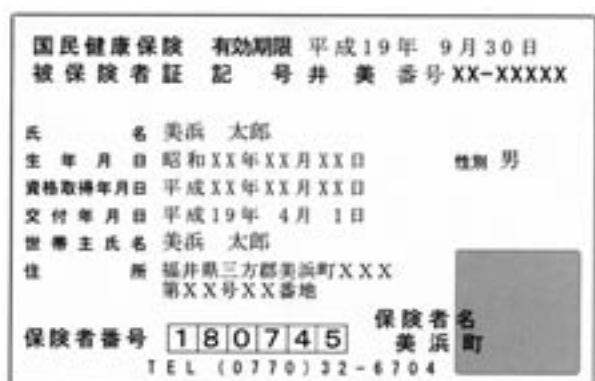
「1人に1枚」の被保険者証が必要な方は、申請により交付を受けられることができますので、現在交付されている被保険者証と印鑑をお持ちの上、4月2日以降に町住民安全課で手続きをしてください。

なお、現在交付されている被保険者証は9月30日まで使えます。

※お問い合わせ先

町福祉保険課 ☎32・6704

（4月からは町住民安全課）



新しく交付される1人1枚の被保険者証(見本)

就職・退職による 国民健康保険の切替手続

4月から就職・退職などで加入保険が変更となる方は、切り替え手続きが必要となります。

就職し、社会保険、共済組合等の保険に加入された場合は、資格喪失届が、また、退職し新たに国民健康保険に加入される場合は、資格取得届が必要です。

手続きは変更後14日以内となっています。

●届出に必要なもの

〔資格喪失届〕

・国民健康保険被保険者証

・新しく加入した社会保険等被保険者証

・印鑑

〔資格取得届〕

・国民健康保険被保険者証（同一世帯に既に国民健康保険加入者がいる場合）

・離脱証明書（社会保険等の資格を喪失したことが確認できる書類）

・年金証書（既に年金を受給している場合）

・印鑑

〔修学等のため保険証を分ける必要のある方〕

修学や施設入所のために被保険者証を分ける「遠隔地被保険者証」

については、4月2日以降、被保険者証が1人1枚になることから

基本的に廃止となりますので、町住民安全課で「1人に1枚」の被保険者証への切替手続きをしてください。

※遅滞なく届出をしないと、医療機関での受診の際トラブルが生じます。保険の適用が受けられず、後日医療費の返還を求められることもありますのでご注意ください。

※お問い合わせ先

町福祉保険課 ☎32・6704

（4月からは町住民安全課）



出産育児一時金の 受取代理制度

国民健康保険では、出産時に出産費用をご準備いただく負担を、わらわら、少しでも安心して出産をむかえていただくために、出産育児一時金受取代理制度を開始します。

●出産育児一時金受取代理制度とは

出産する前の段階で、福祉保健課（4月からは町住民安全課）の窓口で必要な申請を行っていたことにより、出産にかかった費用を、出産時に支給する出産育児一時金の中から（35万円を限度に）皆さんに代わって国保が直接医療機関等にお支払いする制度です。

医療機関等の窓口において出産費用を支払う負担が軽減されます。

※従来どおり、医療機関等でお支払いの後、支給申請いただく方法もあります。

●申請者

町国民健康保険に加入している方で、出産育児一時金の支給を受ける見込みがある方がいる世帯の世帯主の方

●申請時期

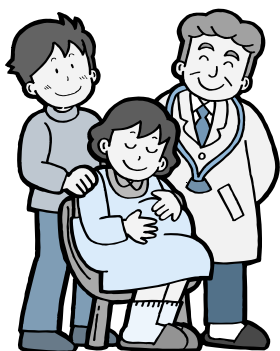
出産予定日まで1月以内

※ただし、国民健康保険税を滞納している方は、ご利用いただけない場合もあります。

※お問い合わせ先

町福祉保険課 ☎32・6704

（4月からは町住民安全課）



「飲酒運転根絶のまち」の実現へ

昨年8月に福岡県で発生した飲酒運転による死亡事故を契機として、全国的に飲酒運転根絶の声が高まっています。

「飲酒運転根絶のまち」を実現するため、住民・企業・飲食店等が協力して次のことを守りましょう。



●ドライバーは…

「酒を飲んだら運転しない」
「運転するなら酒を飲まない」

●家庭や職場では…

「家族や同僚等には
飲酒運転をさせない」

●飲食店等では…

「車を運転するお客には酒を出さない」
「酒を飲んだお客には運転させない」

※お問い合わせ先 町住民生活課 ☎32-6703 (4月からは町住民安全課)

募集

国税専門官

人事院・国税庁では、平成20年4月採用の国税専門官を募集します。

●受験資格

- 昭和53年4月2日から昭和61年4月1日生まれの者
- 昭和61年4月2日以降に生まれた者で次に掲げる者
- (1) 大学を卒業した者及び平成20年3月までに大学を卒業する見込みの者
- (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

●試験の程度

大学卒業程度

●受験申込受付期間

4月2日(月)～13日(金)

●試験日

第1次試験 6月10日(日)

最終合格発表日 (教養及び専門試験)

8月28日(火)

※お問い合わせ先

敦賀税務署 総務課

☎22-9265

【診療担当表】(4月2日～4月30日)

診療科	診療時間	月	火	水	木	金	
内科 (1診・2診)	午前	9:00～	東	奥谷	東	西尾	東
	午前	9:00～	西尾	西尾	大南	奥谷	口出
小児科	午前	9:00～	平城	平城	平城	平城	平城
	午後	2:00～	1診 原 2診 平城	平城 (乳児検診 予防接種)	平城	平城	平城
整形外科	午前	9:00～	4月は、第1・3週の水・金曜日と 第2・4週の火・水・金曜日に診療を行います。 ※診療日 4日(水)・6日(金)・10日(火)・11日(水)・ 12日(木)・18日(水)・20日(金)・24日(火)・ 25日(水)・26日(木)				
皮膚科	午前	9:00～	—	島田	—	井階	—
泌尿器科	午前	9:00～	—	—	塩山・鈴木 (交代制)	—	—
婦人科	午前	9:00～	—	辻	—	—	—
眼科	午後	2:00～	—	—	足立・松田・中山 (交代制)	岡田	—
耳鼻いんこう科	午後	2:00～	—	—	高瀬	—	窪・鈴木 (交代制)

*診療受付時間 <午前> 8:30～11:00 <午後> 1:30～4:00

※お問い合わせ先 レイクヒルズ美方病院 ☎45-1131

레이크ヒルズ美方病院便り

레이크の丘

레이크ヒルズ美方病院では、4月2日から担当医及び診療日程が一部変更となり、次のとおり診療を行います。